

外貨預金規定集 新旧対比表

改定前	改定後
<p>I. 共通規定（外貨普通預金・外貨定期預金）</p> <p>1～14 <省 略></p> <p>II. 外貨普通預金規定</p> <p>1. 預金の受入れ</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類によって受け入れられないものもあります。</p> <p><u>①現金および外国通貨</u></p> <p>②当店を支払場所とする手形・小切手で決済を確認したもの</p> <p>③為替による振込金</p> <p>2. 預金の払戻し</p> <p><u>(1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>(2) この預金の外貨現金による払戻請求があった場合は、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。</u></p> <p>3～5 <省 略></p> <p>III. 外貨定期預金規定</p> <p>1. <省 略></p> <p>2. 預金の受入れ</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類によって受け入れられないものもあります。</p> <p><u>①現金および外国通貨</u></p>	<p>I. 共通規定（外貨普通預金・外貨定期預金）</p> <p>1～14 <省 略></p> <p>II. 外貨普通預金規定</p> <p>1. 預金の受入れ</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類によって受け入れられないものもあります。</p> <p><u>①現金（外国通貨を除く）</u></p> <p>②当店を支払場所とする手形・小切手で決済を確認したもの</p> <p>③為替による振込金</p> <p>2. 預金の払戻し</p> <p><u>この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u><削 除></u></p> <p>3～5 <省 略></p> <p>III. 外貨定期預金規定</p> <p>1. <省 略></p> <p>2. 預金の受入れ</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類によって受け入れられないものもあります。</p> <p><u>①現金（外国通貨を除く）</u></p>

外貨預金規定集 新旧対比表

改定前	改定後
<p>②当店を支払場所とする手形・小切手で決済を確認したもの 3～5 <省略></p> <p><u>6. 外国通貨現金による払戻し</u> <u>この預金の外貨現金による払戻請求があった場合は、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。</u></p> <p><u>7. 預金の満期日以後の扱い</u> この預金の満期日に解約の申出がない場合、満期日以後の利息は、解約日の外貨普通預金の利率によって計算しこの預金の支払時とともに支払います。</p> <p><u>8. 為替予約</u> この預金を満期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める当行所定の先物為替予約規定(外貨定期預金用)の各条項にしたがい取り扱います。</p> <p>IV. 先物為替予約規定(外貨定期預金用) 1～7 <省略></p>	<p>②当店を支払場所とする手形・小切手で決済を確認したもの 3～5 <省略> <u><削除></u></p> <p><u>6. 預金の満期日以後の扱い</u> この預金の満期日に解約の申出がない場合、満期日以後の利息は、解約日の外貨普通預金の利率によって計算しこの預金の支払時とともに支払います。</p> <p><u>7. 為替予約</u> この預金を満期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める当行所定の先物為替予約規定(外貨定期預金用)の各条項にしたがい取り扱います。</p> <p>IV. 先物為替予約規定(外貨定期預金用) 1～7 <省略></p>